

訪問型サービス（サービスA）

（訪問型サービス【独自】 サービスコード：A3）

サービス内容	<p>○訪問介護サービスに定められている生活援助</p> <p>○サービス提供の時間⇒45分以上</p> <p>○自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは自力で取り組んで頂く</p>
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	<p>○現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース</p> <p>※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進</p>
事業の実施方法	○事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	<p>・管理者※ 専従1人以上</p> <p>・従事者必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・訪問事業責任者従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>・必要な設備・備品</p>
運営基準	<p>・必要に応じ個別サービス計画の作成</p> <p>・運営規定等の説明、同意</p> <p>・訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理</p> <p>・廃止、休止の届出と便宜の提供等</p> <p>・秘密保持</p> <p>・事故発生時の対応</p>
サービス提供者	○指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○必要に応じて作成
計画期間	○介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>週1回程度 1月につき 934 単位</p> <p>週2回程度 1月につき 1,868 単位</p> <p>※加算なし</p>
利用料	○1割相当 ※一定以上所得者は、2割相当
給付管理	<p>○対象</p> <p>・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額</p> <p>・事業対象者⇒予防給付の要支援1の支給限度額</p> <p>} 週2回まで</p>
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払